

監第 257 号

令和 2 (2020) 年 10 月 20 日

栃木県建設産業団体連合会長 様

栃木県県土整備部次長兼監理課長

(公印省略)

施工体制確認型総合評価落札方式における登録基幹技能者講習の講習修了証
有効期限の取扱いについて

本県の県土整備行政に対しましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた登録基幹技能者講習の講習修了証有効期限の取扱い等に関する通知がされたことから、施工体制確認型総合評価落札方式について下記のとおり対応することとしますのでよろしくお願いいたします。

つきましては、各業界団体への周知をお願いします。

記

○登録基幹技能者配置資料

登録基幹技能者配置資料については、評価基準日現在有効な登録基幹技能者講習の修了を証明する書類の写しを添付することとなっているが、令和 2 年 3 月 6 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者については、特例的に、一律令和 2 年 12 月 31 日までの間は無効期限を経過していないものとして取り扱う。

監理課工事管理担当

TEL 028-623-2388



国不建整第70号
令和2年9月30日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設市場整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
登録基幹技能者講習の講習修了証有効期限の取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の登録基幹技能者講習においては、受講者が受講による感染リスクを避けるために受講をキャンセル等したことによって、特例措置で定めた講習修了証の有効期限を過ぎてしまう恐れがあるなどの事態があるとの報告を受けております。

こうした状況を踏まえ、登録基幹技能者講習実施機関に対し、講習修了証の有効期限の特例について別添のとおり通知を行ったところです。

具体的には、令和2年3月6日から令和2年12月31日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令和2年12月31日までの間は有効期限を経過していないものとして取り扱うようお願いいたします。

なお、令和2年6月3日付け「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた登録基幹技能者の実施に向けた対応について」（令和2年6月3日付け国土建労第234号）は、本通達の発出をもって廃止します。

以 上

国不建整第70号
令和2年9月30日

登録基幹技能者講習実施機関の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設市場整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
登録基幹技能者講習の講習修了証有効期限の取扱い等について

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各団体に対して令和2年3月6日付け及び4月9日付けで通達を発出し、登録基幹技能者講習について当面の間、実施を自粛するよう要請する際に、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うよう要請を行ってまいりました。

その後、令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部において全都道府県の緊急事態の解除が決定されたことに伴い、令和2年6月3日付けで登録基幹技能者講習についての実施自粛要請を解除し、各団体において登録基幹技能者講習を実施する場合には、国や都道府県からの要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組みを実施するようお願いしているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向にあるものの、依然として感染者の報告が続いており、一部の登録基幹技能者講習においては、受講者が受講による感染リスクを避けるため講習をキャンセル等したことによって特例措置で定めた講習修了証の有効期限を過ぎてしまう恐れがあるなどの事態があるとの報告を受けております。

こうした状況を踏まえ、令和2年3月6日から令和2年12月31日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令和2年12月31日までの間は有効期限を経過していないものとして取り扱うことといたします。

なお、各団体においては、登録基幹技能者講習を実施する場合には、引き続き講習会場において感染防止のための取組（待合場所等における密集回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施するほか、受講者の感染リスク防止と利便性確保の観点から、通信教育方式の実施等により講習会場以外でも受講できる環境を速やかに整備すると共に、受講者に対して通信教育方式等による速やかな受講の徹底を行っていただくようお願い致します。

以上、各団体においては、上記についてご理解いただくとともに、登録基幹技能者や会員企業等に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和2年6月3日付け「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた登録基幹技能者の実施に向けた対応について」（令和2年6月3日付け国土建労第234号）は、本通達の発出をもって廃止します。

以 上